

「米子市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（案）」の骨子について

1 はじめに

米子市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）」による「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成8年法律第91号）第10条の改正により、これまで国が定めていた特定道路を新設又は改築する場合の道路の構造の基準を、当該道路の管理者である地方公共団体が条例で定めることとなりました。

このため、「米子市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」を定めるものです。

2 条例に記載する事項

（1）趣旨

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定により、米子市移動等円滑化のために必要な市道の構造の基準を定めることとします。

（2）条例で定める基準

米子市移動等円滑化のために必要な市道の構造の基準

（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に定める基準）

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、米子市の条例（従来「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令【移動等円滑化基準】で定められていた歩道幅員、歩道の勾配等の基準）で定めることとします。

3 条例の概要

（1）条例で定める基準の内容

条例は、省令で定める基準を参酌して、都道府県道は各都道府県で、市町村道は各市町村で定めることとされています。（国道の基準は、従前どおり省令）

条例で定める基準は、省令（移動等円滑化基準）で定められている基準に従って定めることを基本とし、米子市の実情に照らし必要な内容について、独自の基準を定めることとします。

（2）独自基準（案）の概要

米子市移動等円滑化のために必要な市道の構造の基準

【横断歩道に接続する歩道等の縁端の段差に関する規定】

現状・背景

・歩道と車道の境界部の2cmの段差（視覚障がい者の歩車道境界部の確認と車いすの通行の通行性を考慮した段差）により、車いすでの通行がしにくい状況です。

米子市の方針

条例では、2cmの段差を設けることを基本とするが、その一部を切り下げて車いすがより円滑に通行できる構造とすることを規定することを考えています。

<参酌すべき基準：道路移動等円滑化基準第30～32条>

第30条 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。



<条例（案）>

第30条 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小

便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(5) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水洗（以下「特定水栓」という。）を設けること。

(6) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 洗面器又は手洗い器に特定水栓を設けること。

(5) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

鳥取県福祉のまちづくり条例で定められている詳細な基準

○ 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水洗（以下「特定水栓」という。）を設けること。

○ ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。

○ 車いす使用者用便房には、くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

○ 車いす使用者用便房は、洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。